				農地輔	云用申	請の種類					注意
第4条 用する	所有地を自己使 ために農地以 伝用する場合	第5条	自己所有地を自己以 外の者が農地以外に 転用する場合	転用制	削限外	第4条に該当する 農業用施設で200 ㎡未満。	非農地証明	20年以上前から1筆全 なっていることが客観! 定資産名寄帳等)によ	体が農地の状態でなり 的資料(航空写真や固り証明できる場合	立地条件により転用:場合があり	や事前着工等 が認められない ます。
区域の別		転用目的		転用前の確認						農業委員会への申請と まちづくり課への申請	
市街化区域	Č	一	 「種目的					→ 農地法		農業委員会	4条又は 5条届出
市街化調整区域 および 都市計画区域外 (旧下東条地区)					杂 类	農振法 農業施設 用地指定 産業 または		→ 農地法	$\Bigg] \longrightarrow \Bigg[$	農業委員会	4条又は 5条申請 転用制限外
	- 150	,,	27/7/19/28/2		創造課			都市計画法 (都市計画区 域外は除く)	$\Bigg] \longrightarrow \Bigg[$	まちづくり課	開発又は建築許可
	郊	→	農家又は		産業 創造課	農振法		→ 農地法	$\Bigg] \longrightarrow$	農業委員会	4条又は 5条申請
			一般住宅等の建物					都市計画法 (都市計画区 域外は除く)	$\Bigg] \longrightarrow \Bigg[$	まちづくり課	開発又は 建築許可
		貨	天駐車場や 資材置場等 (建物なし)		産業創造	農振法 農用地区域 課 から除外		→ 農地法	\rightarrow	農業委員会	4条又は 5条申請
市内全区域	į į	→ 以_でが	至全体が20年 上前から農地 ないと証明で 5場合		産業	農振法 農用地区 課 域から除外		→ 農地法		農業委員会	非農地証明

農地転用にあたっての留意事項

- 1. 都市計画区域の違いに留意してください。
- (1) 市街化区域の場合は、届出です。
- (2) その他の区域の場合は、まず農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という)の農用地区域であるかどうかを、産業創造課で確認ください。 農用地区域の場合は、農用地区域からの除外手続きを行ってからでないと転用申請をすることはできません。 除外手続きについては、産業創造課(63-1000(550)でご相談ください。 農振除外申請については、毎年2回(5月と10月)です。詳細については産業創造課へ確認ください。
- (3) 建物等を建築する場合(一般住宅、地縁者住宅、農家住宅、農業用倉庫等)は、都市計画法の相談も合わせてお願いします。
- (4) 太陽光発電設備の相談については、まず農用地区域から除外されているかどうかをご確認ください。 原則として除外地でないと転用申請を行うことはできません。